

知っていますか？ 合理的配慮

事業者による合理的配慮の提供が**義務**になりました。

！ 合理的配慮の提供とは？



障害のある人から、
社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために
「何らかの対応を必要としている」との意思が表示
されたときに、
負担が重すぎない範囲で対応することです。

！ 具体例は？（障害のある人からの申出とその対応）

飲食店などを車いす
のまま利用したい



テーブルに備え付けの椅子を
片付けて、車いすのまま利用
できるスペースを確保した。

難聴、弱視のため大き
な文字での筆談を希望



太いペンで大きな文字を書い
て筆談を行った。

詳細は県のホームページ等をご覧ください

鹿児島県 障害者差別解消



県ホームページ



内閣府リーフレット

【お問い合わせ先】

障害者くらし安心相談窓口 電話：099（286）5110